

Title	フランス大法官アントワーヌ・デュプラの財政運営：一六世紀フランス王国財政の財源多角化
Sub Title	Financial management by Antoine Duprat, chancellor of France : financial resource diversification in the 16th century Kingdom of France フランス大法官アントワーヌ・デュプラの財政運営：16世紀フランス王国財政の財源多角化
Author	山内, 邦雄(Yamauchi, Kunio)
Publisher	三田史学会
Publication year	2021
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.90, No.1 (2021. 9) ,p.75 (75)- 111 (111)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20210900-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス大法官アントワーヌ・デュブラの財政運営

——一六世紀フランス王国財政の財源多角化——

山内 邦雄

はじめに

一六世紀前半のフランスにとって、カール五世のハプスブルク家との数次にわたる戦争は最も重要な国家事案であり、国王フランソワ一世（在位一五一一—一四七）のために軍費を捻出することが財務官僚に託された任務であった。その資金を作る過程でジャック・ドゥ・ポーヌが不正を問われ失脚し、⁽¹⁾代わりに財務の指揮をとったのが大法官アントワーヌ・デュブラ（一四六三—一五三五）であった。

彼は第三身分から身を興し、一五一五年フランソワ一世が即位すると直ちにフランス大法官に任ぜられ一五三五年死去するまで大法官の職務を全うした。彼に対する同時代人の評価は大変厳しいものが多い。法律家で人文

主義者であったエティエンヌ・パスキエ（一五二九—一六一五）には「パリ裁判所で最初の料理を食べ、（ヴァロワ）オルレアン家の）ルイ一二世治下の（支流ヴァロワ）アングレーム家で財産を増やし、（ヴァロワ）アングレーム家の）フランソワ一世治下でそれを増大させ完成させた」と書かれ、⁽³⁾パリの住人には「彼は大変抜けた目がなく、学識があり、かつ非常に鋭い人である。教皇クレメンス（七世）の時代に、ついに王のおかげでフランスにおける教皇特使になった」と書かれるほどの出世を果たす一方で、一五一九年から一五四九年までパリ高等法院次席検事を務めたニコラ・ヴェルソリ（？—一五四九）には「フランスにおいて大変憎まれかつ恨まれた人で、野心が強く、人民とパリ市民に憎まれた」と非難され、⁽⁵⁾駐仏フィレンツェ大使には「この大法官の無知、

意地悪さ、不寛容が、補給の長期化と遅延の原因であるのみならず、王国の崩壊の原因であることを伝えざるを得ない」とまで一五二七年の本国報告書に書かれている。⁽⁶⁾

だが、フランソワ一世と王太后ルイーズ・ドウ・サヴォワ（一四七六一一五三）からは高く評価された。実際、彼は一六世紀に在任したフランス大法官一名の名かでも、司法、行政のみならず財政においても顕著な実績を残し、彼の下で王家財政から国家財政への転換が行われたのである。彼が法務官僚、大法官として生きた時代は、中世から近世への移行期であり、英仏百年戦争が終結したフランス王国にとっては、政治と社会の安定、そしてそれを支える経済基盤を構築することが必要な時代であった。このような時代背景の中で、デュプラは、大法官としてフランソワ一世から要求される任務を果たすことで、国王を支え王権強化に貢献したのである。

一五一五年九月のイタリヤ・マリニャーノの戦いでミラノを回復したフランスは、ローマ教皇との政教協約、近隣列強（神聖ローマ帝国、イタリヤ諸都市、スイス盟約者団、イングランド）との平和条約を締結し外交面でも安定したかに見えたが、一五一九年の神聖ローマ帝国皇帝選挙においてスペイン国王カルロス一世（のちの皇

帝カール五世）に敗れて以降、カール五世との戦争はフランソワ一世治世を通して断続的に行われた。その間フランソワ一世自身は捕虜になるなどフランスは危機状態になるが、デュプラは摂政ルイーズ・ドウ・サヴォワを輔弼し外交、国内政治・治安維持のみならず財政運営においても手腕を発揮し、財政における実績はその後のフランスアンシアン・レジームにおける財政手法の基礎を作ったともいえる。

本稿は、デュプラがどのような財政政策を採り、また王の要請に応えるために、どのように新たな調達手法と財源を開拓したのかを追うことで、一六世紀前半のフランス王国財政の変化を考察することを目的とする。

第一章 先行研究

先行研究につき概観してみる。本稿の研究対象であるアントワーヌ・デュプラに関する先行研究はつぎの三件である。まずエドワード・ファイエ・ドウ・ブリによる『二六世紀フランスにおける三人の司法官』（一八四四）⁽⁷⁾の一章「アントワーヌ・デュプラの生涯」である。著者は、ポロニヤ政教協約交渉、ブルボン公シャルルの離反事件でのデュプラの対処を高く評価している。次いで、

アルベール・ビュイッソンの『大法官アントワーヌ・デュプラ』(一九三五)⁽⁸⁾は、デュプラの生涯についての研究である。デュプラの出自からはじまり、大法官としての経歴、実績をボローニヤ政教協約、外交、経済・財政にわけ詳述した。著者は、デュプラを賞賛してはおらず、彼が不人気であったことと理由も列挙しているが、国王フランソワ一世と王太后ルイーズ・ドゥ・サヴォワへの献身と王権を強化する上で障害となる制度、法律などを排除したことを彼の最大の貢献とした。第三はセドリック・ミシヨン編の『フランソワ一世の顧問たち』(二〇一一)中のクリストファー・ヴェレ著「法律家と大臣の間…アントワーヌ・デュプラ、フランソワ一世の実務家顧問」⁽⁹⁾である。著者は、デュプラが大法官としての権限と同時に、他の国王顧問会議メンバーの能力不足もあり財政での実権も掌握し、一五二〇年代後半のフランス王国政治を統率していたことを明らかにしている。

デュプラ本人に関する研究ではないが、アンヌ・ルゼレ⁽¹⁰⁾・ピモンの『一六世紀における大法官と法』(二〇〇五)⁽¹⁰⁾は法制度においても中世から近世への過渡期である一六世紀の三名の大法官の法および法制度についての考え方を分析し、デュプラの大法官としての職務、法に対する

彼の考え方を解明している。

一六世紀の財政・金融史については、財政関係史料がパリ会計院の火災、大革命とパリコミュニケーションの騒乱により消失したため、行政文書に基づく研究が主体である。また財政全般の研究よりも具体的案件ごとの研究が多く行われてきた。パリ市債発行についてはカウエが『フランスにおける公的信用の始まり、十六世紀の都市公債』(二八九五)⁽¹²⁾、シユナベルが『一六世紀における公債』(一九五七)⁽¹³⁾を発表している。前者が一五二二年発行のパリ市債の「公的債務」の観点からの分析、研究であるのに対し、後者は、市債の技術的、経済的観点からの研究である。官職売買については、ドウセは、『パリ高等法院とフランソワ一世政府の関係』(一九二一および一九二六)⁽¹⁴⁾においてパリ高等法院の評定官職増設に関する政府とパリ高等法院の争いに焦点をあて両者の関係がいかに緊張をはらんだものであったかを論じている。またストッカーの『ルネサンス期君主制政府の公的・私的事業…パリ高等法院官職の最初の売却』(一九七八)⁽¹⁵⁾も一五二二年のパリ高等法院評定官職増設を核として官職売買の実態を解明した研究である。

一六世紀全般の財政・金融についてはドウセが『一六

世紀におけるフランスの国家機構』(一九四八)⁽¹⁶⁾の中で概説的に財政・徴税機構、財務官僚組織、聖職者への課税を記述している。その後フランスの財政・金融史研究は少なくなつたが、ウルフの『フランス・ルネサンス期の財政制度』(一九七二)⁽¹⁷⁾は数少ない研究の一つである。

しかし一九八〇年フランス経済・金融史委員会設立以降、金融財政史の研究が急速に進展した。一六世紀財政金融史については、アモンの『王の金、フランソワ一世治下の財政』(一九九四)⁽¹⁸⁾が少ない財政文書を行政文書で補完することにより、一六世紀の財政に光をあて包括的かつ個別的にフランソワ一世治下の財政を論述している。その他フランス財政史の先行研究については前掲拙稿をご参照頂きたい。

フランソワ一世治世は、フランス史の中でもフランス・ルネサンス文化にスポットライトがあてられるが、政治、経済、そして財政金融においてもその後のフランス・アンシャン・レジームの基盤を作った時代であつたと言え、一五二〇年代から一五四〇年代の期間は、財政金融において一つの時代を画するものである。本稿では一五二〇年代のデュブラが腕を振るつた時代に焦点をあて、デュブラが経済・財政においてどのような考えをも

ち、王の要請に応えるためにどのように財源を広げ、どのような手法で資金を調達したのかを検証し、君主制国家初期の財政金融面での変化を考察するものである。

このような観点から、まず第2章でデュブラ本人の出自と初期経歴を概観し、第3章において大法官としての事績を検証し、第4章において彼の経済・財政についての考え方を提示し、第5章において具体的な財源開拓策、調達手段とその実現手法を解明した。

なお、数字に基づく資・史料が少ないため、本論においては先行研究のほか、デュブラの秘書の日記、あるいは『パリ住民の日記』など日記・回顧録のほか、行政資料である『フランソワ一世治下の証書目録』⁽¹⁹⁾を使用し得るだけの数値化を試みた。

第二章 アントワヌ・デュブラの出自と

初期の経歴

彼はアントワヌ・デュブラ四世を父に、ジャクリヌ・ポイエを母として一四六三年一月一七日にオーヴェルニュのイソワールに生まれた。彼が出たデュブラ家は第三身分に属し、一四世紀初期から歴史に現れ、一三二四年の都市タイユ納税簿にベルトラン・デュブラの

名が見える。ベルトランはオーヴェルニュのサン・フルールにおいて地方行政や国王政府の要務など公的職責を果たしながら、商業と金融を営んで財産を蓄積し、全国三部会の代議員、一三三〇年頃には市の参事会員となり、『*Petite commune*』と呼ばれる名望家グループに属するようになった。ベルトランの孫アントワヌ・デュブラー一世は、一三八五年以降市の収入役 (*receveur de la ville*)、市参事会 (*conseil de la commune*) メンバー、公証人、検事を務め、一三九四年には市の行政を統治する三人の執政 (*consul*) の一人に選任され、デュブラー家は『*haute commune*』と呼ばれるさらに上流の階層に属するようになった。一四一〇年には領主であるベリー公ジャン一世の尚書部長 (*chancelier*) を兼任し、公が死亡する一四一六年までその任にあった。

アントワヌ一世の孫アントワヌ・デュブラ三世の時代に、デュブラ家はサン・フルールを出て、妻の実家であるシャリエ家のあるオーヴェルニュのイソワールに移った。その息子アントワヌ四世 (大法官アントワヌの父) は土地の有力者ボイエ家の娘ジャクリーヌと結婚、またアントワヌ四世の妹ベローがジャクリーヌの兄オートルモワンヌ・ボイエと結婚し、地元の姻戚関係

を強化していった。妹夫妻の息子が、のちのノルマンディ財務総官トマ・ボイエ (在任一四九三—一五二四) であり、トマの妻は同じく財務総官ギヨーム・ブリソネとジャック・ドウ・ボエヌの姉の娘であった。従って大法官アントワヌ・デュブラはトマ・ボイエの従兄弟にあたるとともに、ブリソネ家とドウ・ボエヌ家という一五世紀中葉以来の財務官僚実力者の家系と姻戚関係にあったのである。

さて、アントワヌ・デュブラはどのような教育を受けたのだろうか。初等教育は土地の修道院で授けられたとする研究もあり、一〇歳からベネディクト修道院で学んだとされている⁽²¹⁾。高等教育については、イソワール市記録に「彼の父はパドヴァ大学で教育を受けさせた」とされ、公式文書ではデュブラの肩書として法学博士 (*docteur es droicts*⁽²²⁾) が記載されているが、パドヴァ大学には彼の在学を示す記録はなく、オルレアン、トゥールーズあるいはパリなどフランス王国内の大学にも彼の在学を示す史料はない。彼が通った教育機関を示す史料は、結局、初等教育から大学まで見つけることはできていない⁽²³⁾。

学業終了後しばらくの間パリで弁護士として働いた後、

一四九〇年デュプラはモンフェランのバイイ代理官 (lieutenant du baillage) となった。当時、モンフェランは低オーヴェルニュ地方の「良き都市」(bonnes villes) の一つで、「豊かな自由民の多い町」⁽²⁴⁾であったが、一五世紀のバイイとセネシヨッセは、貴族・封建領主、聖職者などの封建勢力あるいは都市民に対して国王権力を守る官職で、モンフェランのバイイ出身者には国王侍従に出世する者もいた。⁽²⁵⁾

一四九五年八月デュプラはトゥールーズ高等法院次席検事 (avocat général) に任命され、一五〇三年まで勤務した。トゥールーズ高等法院の判決記録簿にはデュプラに関する記録は少なく、彼の在任中の公判記録は一卷しか残っていないが、約八〇件の弁論が Antoine 《Deprato》⁽²⁶⁾ の名で行われており、一五〇三年一〇月一三日、彼は王室訴願審査官 (maître des requêtes ordinaires de l'Hôtel) に任命され、さらに翌年七月ルイ一二世により、他の三人の評定官とともにピエール・ロアン事件を専管するよう命じられた。五年という短い期間であったが、トゥールーズ高等法院勤務は彼の法律家としての形成にとって意味のある重要な過程であった。同高等法院はローマ法の中央集権思想を奉じ、既存の封建

権力を王権に従属させる高等法院と見られていたからである。⁽²⁸⁾

だが、このころ彼は買官者と見做されていた。王に多額の融資をしていたことが問われたのである。デュプラは国王からはパリ高等法院の王室訴願審査官に任命されてはいたが、パリ高等法院は自らが任用するとの立場をとっており、まだ王による任命は同法院には認められていなかった。⁽²⁹⁾ピエール・ロアン事件が終結した一五〇五年一月になり、彼はようやくパリ高等法院評定官兼訴願審査官 (conseiller et maître des requêtes ordinaire) として承認された。彼の任命の有効性を審議したパリ高等法院議事録はつぎのように記している。「一五〇四年(二五〇五)⁽³⁰⁾年一月二四日木曜。本日、法学博士アントワヌ・デュプラ師は本法院に国王の公開王状を提出した。同王状により、国王陛下は同師に評定官兼訴願審査官の職を付与し、当法院により受諾されることを要求した。同王状は読み上げられ、審議され、(デュプラ師が) 宣誓を行うことで受諾された」。その後、デュプラの官職購入の件を審議するため、同法院は三名の財務総官ジャック・ウーロ、トマ・ボイエ、ジャック・ドウ・ボーヌを召喚し、デュプラによる王への融資、王からの

返済とその信憑性につき財務総官たちを尋問し、デュブラの王への融資金は返済された旨の回答を得た。高等法院はデュブラの訴願審査官職の任命を審議し、その後デュブラが呼ばれ、法院で自らが述べたことは真実であり、いかなる虚偽、不正も行っていないことを宣誓した。これにより高等法院において彼の評定官職が認められた。⁽³¹⁾

こうしてパリ高等法院評定官となったデュブラは、翌々年一月には同法院第四院長となり、同時にブルターニユ高等法院長に任命された。ブルターニユ女公でもあった王妃アンヌ・ドゥ・ブルターニユの意向であったと言われる。⁽³²⁾翌二月には、フランス大法官に昇進したジャン・ドゥ・ガネの後を継ぎ、デュブラはパリ高等法院長に任命された。この間一五〇八年二月にはオーヴェルニュ地方の慣習法の成文化をルイー二世により命ぜられ、その成果は一五〇一年五月二〇日に公布され、高い評価を得た。⁽³³⁾

第三章 大法官としての事績

一五一五年一月一日ルイー二世が没すると、ヴァロワ王家の支流に属し、ルイー二世の王女クロードの婿であるアングレーム伯フランソワが即位して、フランソワ一

世となった。新国王はただちに重臣・官僚の官職確認と任命を行い、パリ高等法院長であったアントワヌ・デュブラをフランス大法官に任命した。⁽³⁴⁾大法官職はドゥ・ガネの死去により一五二二年以降正式には空席であったが、慣例により国璽尚書 (Garde des sceaux) にその任務が委託されており、国璽尚書を兼任していたパリ司法エチエンヌ・ポンシェ、元帥 (maréchal) オデ・ドゥ・フォワを経て、国璽尚書兼務のパリ高等法院長デュブラが大法官職に任命された。オーヴェルニュの商人家系出身の法務官僚が国政の頂点に立ったのである。

彼は何故大法官に任命されたのか。彼がアングレーム伯フランソワ (のちのフランソワ一世) に学問を教えたからであるとの説⁽³⁵⁾、またルイー二世の王女クロード・ドゥ・フランスとオーストリア大公カール (後の皇帝カール五世) の結婚の危険性を進言し、結果として王女はアングレーム伯フランソワと結婚し、そのためフランソワが国王になったことを王太后ルイーズ・ドゥ・サヴォワが評価したためであるとの説がある。⁽³⁶⁾いずれも根拠は明確ではないが、王と王太后のお気に入りであったことは間違いないが、「大法官の地位は禿官でも相続でもなかったが、個人的ひいきが決定的な要素であった。ルイー

ズ・ドウ・サヴォワへの奉仕が王の注意を引いた」⁽³⁷⁾のである。このち彼は王権を強化せんとして辣腕を揮い、一五三五年に死去するまで大法官の地位を維持し続けた。また高等法院在任中の一五〇八年に妻が死去し、一五一七年聖職者に叙階され、一五二二年にヴァランス司教に就き、一五二五年サンス大司教ならびにサン・ブノワ・シユール・ロワール修道院長に、一五二七年には枢機卿に叙せられ、そして一五三〇年には教皇特使となり、聖職者としての地位も高めていった。⁽³⁸⁾このような立場を得たことにより、後述するように、彼は教会にも強く干渉するようになる。

さて彼が務めたフランス大法官職とはいかなるものであったのであろうか。大法官は中世以来王国の司法、行政、さらに財政ヒエラルキーの頂点であり、⁽³⁹⁾大法官職より上位には軍人である大元帥職 (cometable) ⁽⁴⁰⁾ しかなく、大法官と大元帥のみが国王から罷免されない要職であった。大法官は、第一に大法官府 (chancellerie) の長として、国王の意思や、国王顧問会議の決定を文書として起草し、また管理している国王印璽を捺して、王令等の形で発行する権能を有していたのである。また大法官府の人事の長であり、公証人・秘書官職 (notaire et

secretarie) 団体の保護者であり、彼らは大法官に宣誓書を提出した。

第二に王国の司法ヒエラルキーの長であり、高等法院、バイアージ、セネシヨツセを通して王国の司法制度とその人事を管掌した。第三に国王顧問会議を主宰し、さらに外交交渉も行い、財政にも関与することのできる広範な職掌と権限を有したのである。⁽⁴²⁾

では、デュプラは大法官としてどのような業績を上げたのか見てみよう。第一に挙げるべきは、ローマ教皇庁と交渉して、一五一六年ポロニーヤ政教協約 (Concordat) を成立させ、協約成立に反対する勢力の筆頭であったパリ高等法院を屈服させたことである。⁽⁴³⁾ローマ教会との関係の正常化は、かつてルイ一一世治世の一四六四年にも議論されたものの、解決を見なかつた難問であったが、交渉の最大の問題は一四三八年の「ブルジュの国事詔書 (Pragmatic Sanction)」の廃止であった。これは司教、修道院長など高位聖職者の選出方法、教皇庁による聖職禄取得納金 (annates) の廃止などフランス教会の基本的統治を規定したもので、高等法院やパリ大学神学部などは、この廃止はフランス教会の諸制度と自由に反するものであると強く反対したのである。デュ

ブラは、王に代わって、政教協約を締結してもフランス教会の自由は保障されていると主張し、「高等法院による手続きが規則通り行われ、協約文書をしっかりと読み、討議すれば、登録されてしかるべきである」と反対勢力を非難し、さらに「登録拒否は王権の原則を傷つけるものである。王国は貴族政でなく君主国家であり、重要な案件は少数の人間により取り扱われねばならず、他の者はそれに単純に従うべきである。高等法院は建言をした後は、王の決定に従わなければならない」と王権の絶対性を強調した⁽⁴⁴⁾。パリ高等法院は、その後も手続きを遅らせていたが、同年三月「政教協約は国王陛下の度重なる命令と要請により⁽⁴⁵⁾」と付記して、ようやく登録した。ポロニヤ政教協約の調印は、フランス王政にとってフランス教会の高位聖職者の実質的任命権を確実にしたきわめて意味のある条約であったが、この批准実現において、フランソワ一世の強い意思が働いたことは間違いないものの、デュプラの功も大きかったのである。

また一五二五年二月バヴィアの戦いに敗れてフランソワ一世が皇帝カール五世の捕虜となるという危機に臨んで、国王虜囚中の国内統治と王の釈放交渉にデュプラが当たったことが挙げられよう。王不在の間の国内政治は

王太后ルイーズ・ドウ・サヴォワが摂政として行ったが、デュプラはそれを輔弼し、特にフランソワ一世と彼の身代わりとして人質となった二人の王子の釈放交渉、そしてその身代金資金の調達に努めた。フランスはまずイングラント国王ヘンリ八世を買収して取り込みをはかり、一五二五年八月三〇日平和条約を締結したが⁽⁴⁶⁾、その際にデュプラは大きな役割を果たした⁽⁴⁷⁾。またカール五世との交渉にもデュプラは司令塔として関与し、一五二六年一月一三日のマドリッド和約締結に大きく貢献し、三月一七日フランソワ一世は釈放された。フランソワ一世は、外交交渉の方針や内政、特に財政運営については彼に頼り切り、重要案件の決定も国王顧問会議に諮ることなく、王太后とデュプラで決めることもあったという⁽⁴⁸⁾。さらに同年五月二日フランスはカール五世の強大化を恐れる教皇、ヴェネツィア、フィレンツェ、ミラノとコニャック同盟を結び、その後イングランドもこれに参加して、カール五世に対抗する陣営を形成したが、デュプラはこのコニャック同盟成立の功により枢機卿に任ぜられている。さらに二王子の解放交渉が進まず戦争に逸るフランソワ一世を諫めて、平和を維持すべきと説いた⁽⁴⁹⁾。彼のこの努力が、戦争ではなく、交渉を進展させ、一五二九年

のカンブレリー和約をもたらしたともされる。

だがカンブレリー和約によつて、カール五世はブルゴニー割譲要求を断念したが、フランソワ一世もミラノを放棄し、トゥルネーとトゥルネシスを皇帝に割譲し、ブルボン公シヤルルへの判決を取り消し、その相続財産を回復するなどの屈辱的な義務を負い、さらに二王子の釈放身代金が二〇〇万エキユと定められるなど、フランスにとつては負担の大きな条約であつた。身代金の徴収と支払いの履行などの問題も残され、これらを解決し、財源を拡大することが、デュプラの喫緊の問題となつたのである。

それでは、デュプラは経済・財政についてどのような考え、どのように施策を進めたのだろうか。

第四章 アントワヌ・デュプラの財政運営

第一節 経済・財政についての考え方

一五一七年三月一五日国王は「良き都市」(Bonnes villes)⁽⁵⁰⁾の代表者をパリに召集し会議を開催した。その目的はポローニヤ政教協約締結に関して都市代表に説明し、合意を得ると同時に経済施策を発表し、都市ブルジョワ身分の代表者の意見を徴することにあつた。この場で、

大法官であつたデュプラは、国王の意思とともに、彼の考えを述べている。以下彼の秘書であつたジャン・パリヨンの日記⁽⁵¹⁾を引用して、彼の政治および経済財政の考え方を考察してみよう。国王から会議の主事を委任されたデュプラはつぎのような演説を行った。

「国王陛下は人民を平安と平穩の中で生活させ、豊かにし、貧困をもたらしあらゆる原因を取り除き、救済することを考えていらつしやるが、早期実現を阻む要因がある。その障害とは財政状況が悪いことである。王領地の売却あるいは担保差人により資金を調達しているが、諸出費があまりにも大きい」と演説を始め、主たる出費は先王の葬儀や先王の王妃メアリ・テューダーへの諸支払いなど故ルイ一二世関連費用と兵士俸給、防衛費などの軍事費であるとして、財政悪化の原因は先王に帰せられると説明した。その後で「イタリアにおいて我が国が教皇、神聖ローマ皇帝、スペイン王、スイス同盟との戦いに勝利したのは、国王陛下の力によるところ大である。この結果、ミラノを回復し、さらにミラノのタイユと和解金により毎年八〇万リーヴルを得ることができ、今後軍隊を維持する助けとなる。フランス王国は名誉を回復し、教皇、皇帝、スペイン王、スイスの同盟は瓦解した。

国王陛下は、教皇とは友好、協調、同盟を、スイスとは恒久平和条約を、神聖ローマ皇帝とも平和・同盟条約を結んだ」とフランソワ一世を称え、さらに、「第五ラテラノ公会議においてフランスの敵たちは（ブルジュの）国事詔書を廃止しようとしているが、これは王国にとり重大な損害を招く。何故なら、（もし廃止されたならば）教皇が（フランスの）聖職禄をわがものにし、また選挙により決まった聖職位に不満を持った聖職者がローマ教皇に訴えを起し、ローマで紛争を処理しようとする結果、（買収のための）資金がフランスから流失し、王国の資金が枯渇するからである。しかし、これを防ぐために国王陛下は国事詔書の代わりに公会議で承認された政教協約を選択した。政教協約は、（ローマ教会と）合意された法であり、教皇や公会議によって廃止されることのないので、国事詔書よりも確かなものである」として、国内での反対が強いポローニヤ政教協約のメリットを訴えて第三身分の同意を得る下地を作った。

ついで、国内の秩序の回復について「臣民を平穏に生活させ豊かにすることが国王陛下の（何よりの）ご意思である。平穏で豊かな生活は、秩序の維持と公共物の適正な管理により存在し得るもので、そのためには「良き

法」と「良き執行者」が必要である。執行者については、知識と良識と（決定の）自由を有する人に司法官の職を与えることが国王陛下のご希望であり、ご意思であった。もしそれに背き、失望させる人間がいたら、その者を罰し他者への範とする。また、法については、先王陛下たちの王命をすべて見直し、いまや使われていない事柄や時代の変化により変更すべき点は改正する。そのために法曹界の有能な人物たちを登用し、法典を見直し検討させる。警察活動については、かつて財政負担を軽くしようとしたために治安が悪化したのが、国王陛下は何人かの元帥を任命し、法令が現状に合うよう、また法令を遵守するように手続きを進める」と述べ、法の適正な執行、官僚の不正への厳しい対処、時代に合わなくなった法の改正に言及した。

さらにデュブラは財政について「莫大な出費により、これまで歳出の執行を遅延せざるを得なかったが、国王陛下はこの状況を救うため、王室の出費、諸侯への年金官職者の俸給を削減なされた。これは人民の苦勞を和らげることを心から願ひ、あるべき状態にしよう」と国王陛下が望まれたからである」とフランソワ一世の人民への思いやりを都市代表者たちに伝え、ついで経済面での諸

問題に入った。

まず混乱する通貨については「戦争の間には残念ながら是正することはできなかった。誤りは官僚たちの失敗、怠慢、犯罪による。王令では、一銀マルクは一一リール、一金マルクは七〇エキユであるにもかかわらず、實際の一銀マルクは一三リール、一金マルクは七二エキユとなり、通貨の弱体化は進んでいる。国王陛下の金利支払いは莫大な額となり、教会や貴族の資産は減価し、そして必要な物資の価格は上昇しており、国王陛下は役人の権力乱用に対抗しようとしている」と通貨の弱体化を官僚の責任とした。

さらに、「わが王国は豊かであり、人間に必要な物は豊富にある。王国は他の国を必要としないが、近隣諸国は我々なしで済ますことはできない」とフランスの豊かさを誇示し、「王国には金が入りする「門」があるが、金が出ていく門では必要以上に贅沢で華美な物資が入ってくるので、門は閉めなければならない。我々は近隣諸国から金を引き出してはいるが、彼らが我々から金を引き出さないようにしなければならず、我々は個人の欲深さと野心を除去しなければならぬ。近隣諸国の人間は自らを豊かにしようと工夫し、他人を貧しくさせようと

しており、我々を身ぐるみ剥ごうと外国人が入ってこないよう、見張る必要がある」と、自国第一の考えかたを述べた。

この後デュブラは、九項目の経済政策を提示し、「良き都市」代表者たちの意見を求めた。その要点は以下の通りである。第一に香辛料、薬品について、その輸入はフランス王国の港を通関しなければ禁止するとした。レヴァントからの香辛料を輸入した船に王国の物産を輸出させることにより、金や銀の出入が均衡し、フランスで安く売られている穀物を高値で輸出することができ、また商船は戦時にも利用できるからである。

第二に羊毛に関しては、外国から輸入する必要がないほど国内には十分あり、イングランドやスペインから羊毛を買えば王国の金が流出することになる。毛織物業者や、その他毛織物製造にかかわるすべての者に外国産の羊毛を使用することを禁じ、王国産の羊毛のみを扱うことが望ましいとし、違反した場合は罰金刑とする。

第三は毛織物について、フランスには、王国内だけでなく外国に販売するに十分な毛織物があるにも拘わらず、イタリア、イングランド等から毛織物が持ち込まれ、資金が流出している。従って、すべての外国製毛織物の流

入を禁止することが妥当である。違反した場合は没収し、その半分は告発者の所有とする。

第四は金銀の持ちだしについて、フランス王国はすべての物品（小麦、ワイン、バステル、皮革、網、布、金物、油、アーモンド、肉、塩漬け魚、陶土、獣脂、帽子、チーズ、毛織物、その他食料品・商品）が豊かであるが、一方近隣諸国はそれらなしにはやってゆけない。外国商品を買うために王国外で交易するフランスの商人が、外国商品の支払をする場合には、王国商品を積みだす際に金銀を持ち出さないよう命令することは効果がある。また王国に商品を持ち込む外国人商人に対しては、王国外に資金を持ち出すことを禁じるのも有効であり、王国にとつても利益となる。さらに王国は大きく、人間に必要なものはすべてある。ある地方にはその特産物が、他の地方にはまた別の特産物があるのだから、外国に行くことがなくても、地方が互いに助けあうことができる。外国から買うことは資金が出ていくことであり、王国内にある物を外国から買うことは禁じられなければならない。

第五は通貨に関して、王国の通貨は弱くなっており、国王の借入利息の支払い、資産収入と俸給の減少、そし

て物価の上昇が、生活に影響を及ぼしている。このため都市から有識者を集めて意見を求めたが、「人民が変化に対応できるまで、通貨の交換率変更はしばらく待つよう」というのが彼らの意見であった。また、国王は同時に通貨の専門家・有識者および通貨院部長らにこの問題を検討させたが、彼らは通貨の交換率を変えるべきでないとの意見であった。通貨については、王令に忠実に行動する官職者を持たねばならず、誤りと不正があった場合には処罰されるとした。

また外国貨幣については、適正に管理・運用されているアラゴン、カステイリヤ、ハンガリー、ヴェネツィア、フィレンツェ、シエナ、ジェノヴァ、フランドル、神聖ローマ帝国およびいくつかの領主国の貨幣相場は公示するとした。

第六は王国内度量衡の統一について、その重さ、長さ、重量が地方により異なっているが、これを王国の首都であるパリの尺度に統一するとした。

第七は贅沢について、服装の乱れを正すため、衣服や毛皮と銀糸などの華美を抑えるよう命令することが良く、身分にそぐわない衣装を身に着けるために不正や窃盗を行う者もあり、公共善のために徐々に施策をとり進める

こととする。金織物・銀織物、平織、ダマスク、サテン、カメロ、錦織物、金銀刺繍のタフタについては、国王陛下は発布した命令を順守するよう望んでいると伝えた。

さらに、購入するために資金が国外に流出するので、王族、諸侯、領主を除き、貂、黒麝香の毛皮を身に着けることを禁じ、没収の対象とし、また貴族、最高諸法院官職者、王室と王族の使用人を除き、絹織物の着用を禁ずることが良いと勧告した。さらに使えなくなつたとして衣服を廃棄することを禁じ、建物装飾のために金メッキを使用することも禁ずると述べた。

第八は宿屋に関する事項で、身分に必要とされる以上のことを要求する旅人もおり、無秩序と違反が発生している。地方により異なるため標準化は難しいが、各地のバイイ、セネシャルの助言を得たうえで命令を出したい。それまでは、干し草、薪、オート麦、鶏、ワイン、家禽、肉に課税し、教会の扉に公示すると述べた。

最後に、自分の学識や身分以上に、聖職禄を得ようとローマに送金する者たち、および叙任取得のために彼らを唆して自らも莫大な利益を得ようとする銀行家たちへの対策が必要であるとした。⁽⁵³⁾

この演説から、デュブラが「フランス王国は大国であ

る」との高い意識を抱き、フランス産品の優先使用、自給自足、金貨・銀貨の国外流出阻止という重商主義的考えをすでに持っており、さらに王令違反者および不正官吏の処罰を述べていることは、財務官僚としての彼の基本的考え方であり、国家施策遂行には刑罰が必要であるとの意識を彼が強く持っていたことを示しているよう。

第二節 デュブラの財政運営と改革の推移

このような考えを持つデュブラが行つたのが一五二三年の財務行政改革であり、ジャック・ドウ・ボヌのような旧来の財務官僚は一掃され、その権限は大きく削減された。そして従来からの王領財政（經常會計＝*finances ordinaires*）と課税財政（特別会計＝*finances extraordinaires*）が統合され、一人の貯蓄国庫財務官（*trésorier de l'épargne*）により管理され、聖職者課税、借入金、官職売却金、罰金など特別臨時歳入財政は、特別臨時歳入財務官により管理され、国王と国王顧問会議の指揮下に組み込まれることとなる。⁽⁵⁵⁾

財務官僚の粛清がほぼ終了した一五二八年末の主要ポストをみると、ジャック・ドウ・ボヌの失脚に貢献し、王太后ルイズ・ドウ・サヴォワおよびデュブラの被庇

護者となったギヨーム・ブルドムがノルマンディ財務総官を兼務しながら貯蓄国庫財務官に就任し、ノルマンディのフランス財務官にはデュプラに近いフロリモン・ロベルテの息子であるクロード・ロベルテが一五二六年に父からの職を相続している。ジャン・プレヴォは、ギユイエンヌ財務総官職に加え、逃亡したラングドイル財務総官ギヨーム・ドゥ・ポーヌの代わりにラングドイル財務総官代理に就き、ラングドイルのフランス財務官職は初代貯蓄国庫財務官であったフィルベール・バブが一五二一年以降も占めている。彼もジャック・ドゥ・ポーヌ失脚に加担した一人である。他のポストについても、結局は王太后およびデュプラの被庇護者が就き、デュプラが財務全体の運営を担うようになったのであった。

それでは、デュプラはどのように王国財政の運営を行ったのであろうか。大法官就任時の誓約のとおり、彼は「国王陛下に正しく忠実な助言を行うこと」が大法官の第一義的職務と考え「いかなる文書も正しく、理に適っていないければ押印はしない」⁽⁵⁶⁾との大方針を進めた。

財政政策は、デュプラを中心とした国王顧問会議により決定されていた。フランソワ一世即位以後、国王顧問会議には財務官僚が必ず出席していたが、一五二四年以

降はノルマンディのフランス財務官かつ財務秘書であったフロリモン・ロベルテを除き、財務官僚は常任メンバーではなく、また財務運営の実務のトップである貯蓄国庫財務官フィルベール・バブ（在任一五二二—二五）、ギヨーム・ブルドム（在任一五二五—三九）も顧問会議の常任メンバーではなかった（資料一）。デュプラはもとも国王顧問会議のメンバーには専門性が必要であり、その能力により参画すべきであると考えており、国家の重要案件は少人数で運営されるべきと考えていた。⁽⁵⁷⁾従って、特に財務官僚を排除したわけではなく、自らを財政の専門家であると自認していたと見ることもできよう。

従来、王国の財政運営は財務官僚が行い、重臣の一人である大侍従職が「財政後見人」(tuteurs financiers)として責任を持つ制度をとっており、一五一五から一九年まではアルチュ・グワイエが、その後一五二五年まではフランソワ一世の伯父ルネ・ドゥ・サヴォワがその職にあったが、彼がバヴィアで戦死した後は空席となり一五二六年にアンヌ・ドゥ・モンモランシが大侍従職の発令を受けるが、彼がその任を果たすのは一五三〇年ごろになる。その間は、デュプラが実質的に財政全般を監督していたと言つてよいだろう。⁽⁵⁸⁾

資料1

国王顧問会議出席者

年度	主要メンバー	常任メンバーと案件により招集された専門家※
1517	Louise de Savoie(王太后) Artus Gouffier(大侍従) Antoine Duprat(大法官) Florimond Robertet(財務秘書、フランス財務官)	Jacques de Beaune(前ラングドイル財務総官) Guillaume Gouffier(フランス提督) Jean d'Albret d'Orval(シャンパーニュ総督) René de Savoie(国王伯父) Généraux des finances(財務総官)※ Louis II de La Trémoille(ブルゴーニュ総督) Jacques II de Chabannes(フランス元帥) Charles duc d'Alençon(国王義兄) Odet de Foix(フランス元帥) Raoul Hurault(ウトラ=セース財務総官)
1523	Louise de Savoie(上掲) Antoine Duprat(上掲) René de Savoie(大侍従) Florimond Robertet(上掲)	Jacques de Beaune(財政責任者) Guillaume Gouffier(上掲) Généraux des finances ※ Louis II de la Trémoille(上掲) Jacques II de Chabannes(上掲)
1527	Louise de Savoie(上掲) Antoine Duprat(上掲) Florimond Robertet(上掲)	Odet de Foix(上掲) Anne de Monmorency(大侍従) François de Tournon(枢機卿) Jean de Selve(バリ高等法院長) Jean de Brinon(ルアン高等法院長) Charles de Bourbon(イル・ドゥ・フランスおよびピカルディ総督・王族) Georges de Verclé(財務関係者)※ Louis de Brézé(ノルマンディ総督) Galiot de Genouillac(砲兵隊長)※ François de Bourbon(ドーフィネ総督・王族) Henri d'Albert(ナヴァール王・国王義兄)

出所：Cédric Michon 編、Les conseillers de François Ier, Paris, 2011, pp. 601-603.

デュ普拉が着手した財務行政改革は、その後のように推移したのだろうか。一五二四年七月九日、すべての総収税官 (receveur général) は徴収したすべての歳入金を受領後一ヶ月以内に貯蓄国庫財務官バブに送付するべしとの王令が發布され、歳入金の一括管理が開始されたが、実際には、徴収した現金通貨を運送するリスクとコストの観点から順調には進まず、一五二八年には歳入の四分の一しか貯蓄国庫財務局の金庫には入ってこない状況であった。しかし、歳入金を一か所に集中して管理したことは、資金管理の効率化という観点では意味があったと言える。一五二七年五月九日、貯蓄国庫財務局に総監察官職 (contrôleur général) が創設されて、デジョン会計院の二名の官職者が任命され、一五三二年二月には貯蓄国庫財務局の金庫はルーヴル宮に設置されることになった。

一五四二年には、総徴税管区 (généralité) と徴税区 (recettes général) が見直され、従来の四つの総徴税区と五つの徴税区が一六の新徴税区 (généralité) に再編され、各中心城市に総収税官 (receveur général) が常駐して徴税区を管轄するようになった。旧来の王領会計官 (changement de trésor) は廃止され、フランス財務官

と財務総官は所管徴税区の歳入予想と監査のみを行うこととなり、王権の下にある集権的な徴税組織がつくられて、その後のアンシャン・レژیム期の徴税組織の基礎となったのである。

第五章 財源の開拓

体制を一新し、フランス教会も従えた大法官デュプラは、新たな財源の開拓に乗り出した。従来の財源と、新しい財源に分けて見てみよう。

第一節 従来の財源

一. タイユ

もっとも大きな財源はやはりタイユであった。このタイユと呼ばれる直接税は地方により課税基準が異なっており、北フランス (ラングドイル) では収入に対する定率課税であったが、南フランス (ラングドック) では所有不動産に対する定率課税で、ブルターニュ、プロヴァンスでは所帯に対して定額課税された。納税者はいずれも平民であり、貴族、聖職者は免除されていた。

課税額は毎年九月ごろに翌年度分を決定し、各徴税区に割り当て徴収した。フランソワ一世治世では年二四〇

万リーヴルが基準額とされ、不足する場合には増税が行われた。一五二〇年以降、王国財政は軍事費の増加により常に財政赤字の状態であったので、二四〇万リーヴルの基準額では足らず、増税のみならず、翌年度のタイユの前納すら要請された。当時の財政関係史料が消失しているため、実際の徴収額は把握できないが、先行研究⁽⁶⁵⁾によると、年度別増税分を含めたタイユ総額は、一五一五年は二九〇万リーヴル、一五二三年は三二〇万リーヴル、一五二四年は五七六万リーヴル、一五二七年および二八年は五〇六万リーヴル、一五二九年は五六六万リーヴル、一五三〇年は三〇六万リーヴルに達した。ほぼ毎年増税されており、駐仏ヴェネツィア大使マリノ・ジュステイニアノは一五三五年に「王は自らの意思でタイユを増額できる。どんなに多額でも、反対することなく人々は支払う」と、同じくマリノ・カヴァリは一五四六年に「王が要求するものを人々は支払う、すべて王の意のままである」と本国に報告している⁽⁶⁶⁾。

二. 商人・銀行家からの借入

タイユで賄いきれないときは、古くからおこなわれてきたように、商人・銀行家からの借入が用いられた。当

時、王国内で多額の資金供給ができる金融機能を持っていたのはリヨンのイタリア人の商人・銀行家であったが、彼らは一五二三年以降国王への融資を行っていない。王への過去の融資が延滞し、いわば不良債権になっており、外国人商人・銀行家に対する国王の変わりやすい諸施策へ不信を抱き、さらに一五二二年四月二七日のピコッカの敗戦によって国王と信を不安視したことによると考えられる。一五二二年四月七日王令は銀行家への債務が利息を含め五万三千里ヴルあるとしているが、一五二五年リヨンのフィレンツェ人銀行家は失脚したジャック・ドゥ・ポーヌ経由の国王むけ延滞融資金二三万リーヴルの返済を求めている⁽⁶⁷⁾。この債務の一部が返済されたのは一五三七年になってからである⁽⁶⁸⁾。

一五二六年釈放されたフランソワ一世は教皇やヴェネツィアと同盟を結び、皇帝カール五世に対抗すべく軍を再編して、イタリア現地司令官にロートレック將軍を任命した。ロートレック將軍はピコッカの戦いのときと同様に、戦費の送金を督促し、国王に直接不満を示す書簡を送っていた。一五二七年一月のデユブラから国王に宛てた書簡では、「陛下、リヨンにいるロートレック殿が陛下に二度状況報告書を奉呈していますが、私はそれ

らに詳しく回答いたしました。陛下が命ぜられた最初の
三か月分の資金は担当戦時財務官が受領しており、総収
税官の怠慢あるいは悪意により支払われなかった一六万
リーヴルが不足していることをロートレック殿に伝えま
した」と書いています。⁽⁷⁰⁾

デュプラは一五二七年から二八年にかけて、渋るリヨ
ンのイタリア人商人・銀行家と自ら接触し、融資を得よ
うとした。一五二七年一月二七日付大侍従アントワー
ヌ・モンモランシ宛書簡で、デュプラは「国王陛下と貴
卿が書いてきた資金について、私はできる限りあらゆる
手段を使って、銀行家や、その他資金があると思われる
伝手を探しました。(略) 四月に返済するといえ、耳
を貸さない人はいません。明朝、資金集めの交渉を行
います。月曜日に貴卿と会い、また国王陛下と王太后陛下
にお会いしてお話したいのですが」、「駐イングラント教
皇特使が『ロートレック殿が資金不足のためバルマから
移動できず、それはデュプラのせいであると言っている
のを、イタリア人とロートレック殿から聞いている』と
書簡で知らせてきました。私よりも、物事がうまく行く
ことを望む者はいるでしょうか。神はお分かりになっ
ているでしょう。ここは耐えて、主人に尽くさねばなりま

せん」と書いています。

さらに一五二八年四月初めのモンモランシ宛の書簡で
は「今夜一〇時国王陛下と貴卿からの書簡を拝受しまし
た。ロートレック殿が言ってきたことに、私が不満を持
っていることはお分かりになるでしょう。もし私がこの
状態を救えるなら、心を込めて実行するでしょう。戦時
財務官スピファムに三月から五月までの支払を行わせた
し、支払うべきものは支払ってきたのです。何故支払が
遅くなったのかは私には分かりません。(略) 財務総官
ウーロは三万四千里ヴルを持って事務官が到着したと
報告してきたし、その後も三万六千里ヴルを持って事
務官が到着するはずでした。金は列をなして出ていきま
す。それはウーロとスピファムの報告書を見ればお分か
りになるでしょう。一方リヨンで借り入れる資金は、
ロートレック殿に送金されるでしょう。もし私に資金と
信用があれば、国王陛下とロートレック殿にそのような
苦勞をさせることはないと約束できます。しかし、私は
できることはすべてやったのであり、皆さんが私に満足
することと思います。この糸を解きほぐすことができる
誰かが、私の代わりにいたらよいのですが」と書いて
います。⁽⁷¹⁾

だが一五二八年四月一日にフランソワ一世からデュプラに「ピカルディでの軍事作戦のため六〇七千リールが必要であるので調達せよ」との書簡が届き、四月二〇日デュプラはまたモンモランシに書簡を送っている。

「都市と教会の支払が遅れていることはお解りのとおりです。都市や教会は支払期日が来ないと資金を出しません。ロートレック殿は、国王陛下が私を通して命令されたことに満足していません。国王陛下は王国のために大規模な軍隊を持つことを望み、軍隊は毎月資金を必要とします。(ロートレック殿をはじめ) 国王陛下の奉仕者たちは、何も解ろうとせず、自分には支払ってくれるものと期待しています。借入は、彼らが考えているようなものではありません。国王陛下が状況を整理しないと、混乱に陥ってしまいます。国王陛下のおためを望まれるならば、財政状況書を読んで、何をなすべきか是非ご理解ください。国王陛下の名誉が毀損されぬようにしてください」と愚痴るように書き送った²²⁾。

前述の四月初めの書簡で示唆していたリヨンでの借入はうまく行かなかつたが、同年七月二四日付書簡では「陛下、先般私にご指示された資金を得るために、王太后陛下のお許しを頂いて当地(パリ)に参り、財務官僚

や資金を持っていると言われる人々と話し、ようやく八万リールを得ました。金は今日以降に支払われ、今月末にはリヨンに着くことが約束されました」と誇らしげに報告している。

商人・銀行家からの借入は、本件以外では、一五二七年に数名のパリの商人から借入された一四万リールがある。この借入は、国王証書目録によれば、「国事のためトマ・トゥルカンは三一二〇〇リールを、ニコラ・ルコントは七五一六三リール一六スーを、エティエンヌ・デランジュは二万リールを、ギヨーム・ルイヤールならびにジャン・ヴィアールの寡婦ジュリエヌ・ダニエルは一四三〇〇リールを融資した。この金員については、ウトルセーナおよびノルマンディの総収税官が個人的に債務を負う。また同総収税官に対しては、ヴァンドーム公、アントワヌ・デュプラ(大法官)、アンヌ・ドゥ・モンモランシ(大侍従)、ルイ・ドゥ・ブレゼ(ノルマンディのセネシャル)、フランソワ・トルノン(枢機卿)、ジャン・ドゥ・セルヴ(パリ高等法院長)、ジャン・ブリノン(ルアン高等法院長)、フロリモン・ロベルタ(財務秘書) およびギヨーム・ブルドム(貯蓄国庫財務官) が返済を保証し、国王陛下がこれら

高官たちに返済することを約す」としている。貸手である商人たちに対する直接の債務者はウトル・セーヌとノルマンディの総収税官であったが、この総収税官に対し複数の政府高官が返済を約束し、さらに高官たちに国王が返済を約束するという重構造の仕組みであった。ジャック・ドゥ・ボヌの時代よりも、多くの政府高官や国王顧問会議の重臣たちが資金調達に関与していたと言える。

第二節 新しい調達手段と財源の拡大

これらの従来から存在する金融手段を上手に使うことに加え、デュブラは財源の拡大に努め、相応の成果をあげた。まず聖職者からの資金調達が挙げられよう。

一、聖職者からの徴収

教会からの徴収は、十字軍などを名目にして一二世紀半ばから始まり、一一八八年フィリップ二世（在位一一八〇—一二二三）による第三次十字軍派遣に関し教皇の同意を得てから恒常化するようになってはいたが、フィリップ三世（在位一二七〇—一八五）治下にアラゴン十字軍に参加する代償として、「聖職者収入に対する十分の一

一税 (decime)」を徴収することを教皇庁から許可され、続くフィリップ四世（在位一二八五—一三二四）は対イングランド戦争のために聖職者収入に対する十分の一税徴収を要求して、教皇ボニファティウス八世（在位一二九四—一三〇三）と対立する一要因となった。⁷⁵だが以後フランス教会は、初年度の聖職者収入を教皇に支払う聖職者取得納金 (annates) も含め、教皇に上納金を支払うことに抵抗するようになり、一四〇八年パリでの聖職者会議において教皇課税を否決し、さらにバーゼル公会議では聖職者取得納金を廃止させた。

一四一八年のコンスタンス公会議の決定によれば、聖職者収入に対する十分の一税には王の要請と教皇の承認に加え、王国内の聖職者の同意も必要であった。だが一五一六年のポロニヤ政教協約締結以降、聖職者からの資金調達において教皇とフランス国王の関係は変化する。フランス教会は、独自の徴収人を任命する権利を得ていたが、フランソワ一世はフランス聖職者団の同意を求めることなく聖職者収入に対する十分の一税を徴収し、そのために王役人を派遣することを許可する教皇勅書を得た。⁷⁶国王による聖職者課税徴収が合意されたのは、フランス側が政教協約合意の大前提である国事詔書の廃止

を応諾し、特にフランス教会が従来拒絶していた聖職禄取得納金の教皇への支払を暗黙裡に認めたことによるとされる⁽⁷⁷⁾。聖職禄収入に対する十分の一税による資金調達にはデュブラの時代から頻繁に実施されるようになり、このような状況下で、ノルマンディの司教や修道院長たちは国王による徴収に抵抗し、パリに代表を派遣したが、国王は面会を拒否し、代わりにデュブラが会い、「国王陛下は聖職禄収入に対する十分の一税を徴収することを強く望んでおられる。国王陛下の意思に反抗しているのはノルマンディ地方だけである」と回答した。それでもノルマンディの聖職者たちは抵抗し、「同額を支払うが、税でなく贈与として支払う」と提案したが、拒絶された。デュブラは国王徴収人を派遣し、一言の抗弁も認めず、聖職禄収入に対する十分の一税を徴収した⁽⁷⁸⁾。ここにもデュブラの強権的態度をみることができる。

この聖職禄収入に対する十分の一税は、一五一六年トルコとの戦いのためという名分で徴収⁽⁷⁹⁾されて以降、デュブラが大法官であった一五三五年までの間に、一五一八年、一五二一年、一五二三年、一五二六年、一五二七年、一五三三年、一五三三年、一五三四年と九度にわたり徴収されている⁽⁸⁰⁾。それらの名目は、本来の異教徒との戦い

(一五二六年)に加え、神聖ローマ帝国との戦争のための戦費充当(一五二三年)⁽⁸¹⁾、カール五世により人質とされたフランス王子たちの身代金(一五二九年)⁽⁸²⁾など多岐にわたる。

では一回の聖職禄収入に対する十分の一税(デシム)で、どの位の歳入が得られたのであろうか。一五二三年の財政状況書によれば、「二・五デシムで一、一八五、二二一リーヴルを徴収する」とあることから、一デシムは約四七万四千リーヴルとなる。一回の徴収額も一デシムではなく、一五二三年には二・五デシム、王子釈放身代金の際には四デシムを徴するなど倍数のケースも数回あった。フランソワ一世治世に徴収した聖職者からの十分の一税は、総額で一八〇〇万から二〇〇〇万リーヴルに達⁽⁸³⁾し、王国財政にとり貴重な財源となったのである。

二 永代所有権取得税 (droit d'amortissement)

また聖職禄収入に対する十分の一税と並んで、新たな財源となったのが王による「永代所有権取得税」である。永代所有権取得税とは、教会および病院、改悛院などの広い意味で教会に帰属する団体が財産の所有権を取得す

るために国王に支払う一時金を言う。中世においては、平民の保有地が相続または贈与により移転する場合は、領主が所有権移転税を徴収したが、財産が教会に寄進され場合には、教会は永続的な法人格を認められていたので、移転税を徴収されることがなかった。しかし、教会への財産移転は領主の利益を害するので、それを調整するため三つの方法が考えだされた。⁽⁸⁴⁾第一は、暫定的に当該財産の取得を教会に認めるが、一定期間内（一年と一日以内）に当該財産を私人に強制的に売却させる方法である。この場合、資産移転に伴う税は支払う必要がなく、教会は土地の代わりに対価を得ることになる。第二は、教会ではなく擬制的に「自然人」たる私人を所有者として立て、この私人を真正の所有者と見做すやりかたである。第三が、教会が財産価格の五分の一に達する程度の一時金（永代所有権取得税）を支払って、財産を保有する方法である。従って、永代所有権取得税は、領主と教会の問題であったが、フランス王国政府は一五二〇年に教会が占有する物件の調査を開始し、⁽⁸⁵⁾一五二〇年から一五二三年にかけて集中的に永代所有権取得税を徴収した。

一五二二年九月六日フランソワ一世は王令を発して、教会、修道院、病院など永代財産所有団体（main-mort）が使用する不動産ならびに新規に取得した物件の申告を受け付ける親任官を派遣し、⁽⁸⁶⁾またアルマニャックのバイイ、シャルトルのセネシャルに上記の調査を命じ、同じく永代所有権取得の許可を受けずに領地を取得した永代財産所有団体を調査するようモンペリエ総督に命ずる王令を発行した。同年一〇月一五日にはパリ高等法院長、同会計院長らに対して、聖職者所有の永代所有財産物件の調査を進めるよう命ずる王令を⁽⁸⁷⁾発行している。また一五一六年から一五三〇年にかけての年度別の永代所有権取得王令の件数は、⁽⁸⁸⁾一五一六年は二件、一七年は〇件、一八年は一件、一九年は〇件、二〇年は一件、二一年は〇件、二二年は一五件、二三年は六件、二五年―二六年は〇件、二七年と二八年は各一件、二九年―三〇年は〇件となっており、一五二二年と二三年に集中的に徴収したことがわかる（資料二）。永代所有権取得税の発案者はパリ会計院長ジル・ベルテロと言われるが、⁽⁸⁹⁾重臣や財務官職者が新財源発掘に努力していることが見て取れる。

三、市債発行

教会課税と並んで進められたのが、都市および都市ブ

資料2

永代所有権取得認可状発行状況

年/月/日	受益教会/団体	金額/内容	C.A.F.番号
1516/9/	オルレアン病院	ジャック・デュモン寄贈資産	t.1/524
1516/10/	サン・ピエール・ドゥ・トロワ司教座聖堂	年賦金 600 リーヴルまでのすべての権利、 貢租、年賦金、土地	t.1/545
1518/5/	トゥルーズ・女子改悛院		t.1/838
1520/10/15	ラオン病院	ボンタヴェール不動産	t.1/1257
1522/6/22	トゥール司教区	司教区の聖職者保有資産および収入に対し 10,400lt.	t.5/17500
1522/8/	アングレーム司教区	アングレーム司教区聖職者保有資産	t.1/1645
1522/8/	パリ・クレスティネス会修道院	すべての所有資産	t.1/1646
1522/8	カオール司教区	司教区の司教、聖職者資産に対し 19,854lt.14s	t.1/1647
1522/8/	ソワソン司教区	司教区の聖職者、永代財産所有団体の資産 に対し 4,866lt.10s	t.1/1648
1522/8/10	ルーアン司教区	ルーアン地方聖職者に対し 100,000lt.	t.5/17518
1522/10/	オークセル司教区	司教区の聖職者資産	t.1/1681
1522/10/	ブールジュ司教区	司教区の聖職者の資産に対し 35,000lt.	t.1/1682
1522/10/	シャルトル、オルレアン司教区	司教区の聖職者資産に対し	t.1/1683
1522/10/	マン司教区	司教区聖職者資産に対し 10,950lt.	t.1/1684
1522/10/	ペリグー司教区	司教区聖職者資産に対し 10,950lt.	t.1/1685
1522/10/4	パリ司教区	パリ司教区内聖職者資産	t.5/17532 ; t.1/1792
1522/11/4	アンジェ司教区	21,000lt.(但し病院分は除く)	t.1/1689
1522/11/	トゥール・サン・マルタン聖堂	聖堂参事会の収入および所有物件に対し 3,000lt.	t.1/1697
1522/11/	マルムーチェ修道院	修道院の収入および所有物件に対し 2,000lt.	t.1/1698
1523/1/	サンリス司教区	司教区、司教座修道参事会、修道院に対 し 1,603lt.5s	t.1/1743
1523/1/	サンリス司教座参事会	司教および司教座聖堂参事会所有のすべ での資産	t.1/1744
1523/2/	ジェルシー・アン・ブリ修道院	修道会員および修道会のすべての所有物件	t.1/1769
1523/3/	パリ・カルトゥージュ修道会	すべての所有物件	t.1/1793
1523/6/	モン・サン・ルイ・カルトゥージュ修道会	すべての所有物件	t.1/1846
1524/3	サン・ジャン・ドゥ・ジェルザレム修道会	王国内のすべての所有物件に対し 100,000lt.	t.1/1989
1527/7/	グランモン修道会のモンタルベドン・ノ トルダム小修道院長兼修道士ピエール・ プロワ	フランス主馬頭ジャック・ガイヨ・ド ゥ・ジェヌイヤックとの交換契約により 取得した土地	t.6/19303
1528/4/	ニヴェルネ在、サン・ジェルマン・ド ゥ・ジビ教会	ジャン・ドゥ・シャンテルウ夫妻により 寄贈された基金の年賦金	t.1/2947

ルジョワからの資金調達である。従来から御用金、城塞補修費負担、兵士や馬匹・車両の徴集費用分担などがあつたが、新しい手法としてパリ市などにおいて、市債発行による調達方法がつけられた。銀行家から王への利付融資は金利が高く（年一六〜二〇％）、かつ期間は原則三か月であり、低利で長期の資金が欲しい王国政府にとって望ましいものではなかつた。この問題を解決するために市債を用いた手法を提案したのがデュブラであつたと言われる。⁽⁹⁰⁾「国王陛下はリヨンから戻つてプロワで王太子殿下と二人の王子殿下にお会いになり、一五二二年八月一八日パリに到着され、これには王太后陛下および貴族が随行された。パリで多額の借入を行うためである。パリの多くの市民、商人、弁護士、代訴人、執達吏、公証人らが一〇〇〇リーヴル、八〇〇リーヴル、五〇〇リーヴルと融資を求められた。国王陛下は一リーヴルあたり利率一二分の一（八・三三％）の公債（rente）を設定するよう要求なされ、その償還の原資としてボーヴェの屠殺場における四足家畜に対する課税権を市に譲渡なされた。パリ市はここから得られる資金で毎年債券の償還を行うこととし、市は一〇万金エキュまで支払う義務を負つた」と『パリ住民の日記』⁽⁹¹⁾は書いている。家畜に

フランス大法官アントワーヌ・デュブラの財政運営

対する課税権やワイン飲料税をパリ市に譲渡して、王は一括して資金を入手し、市はこれを債券として市民に売却し、税収を原資として利息を支払い、債券を償還する仕組みである。発行額は二〇万リーヴル（一〇万金エキュ）であつた。王税を原資にパリ市が債券を発行する点および譲渡可能である点に新規性があり、さらに債券の金利は年八・三三％と低く、償還は借り手の意思で年二万五千リーヴルまでは行えるが、最終期日が定まつていない永久債（rente perpétuel）であつた。⁽⁹²⁾これらの低利長期、まとまつた金額という経済的利点に加え、イタリア人商人・銀行家からの高利の借入に対して王国内に強い反発がある中で、資金の出し手がパリ市民であることもこのパリ市債発行の見逃せない点であつた。⁽⁹⁴⁾

王は市債発行王令の登録をパリ高等法院に求めたが、同法院はただちには登録をせず、検討の余地ありとして長引かせた。するとデュブラは自ら高等法院に向き、三人の高等法院評定官を投獄した。この結果パリ市債券の王令は登録されたのであつた。⁽⁹⁵⁾ここにもデュブラの目的達成への熱意と権力の顕示を見ることができるといえる。

だが、このパリ市債発行による資金調達は、デュブラの時代では一度だけであつたし、フランソワ一世もそれ

ほど多くは使わなかった。⁽⁹⁶⁾その理由を示す史料はないが、高等法院での登録など手続き面で煩瑣であった故かもしれない。また他の都市についても、オルレアン、トゥールーズ、リヨンなどで一五三六年に発行されたのみで、都市債が多く発行されるのは次のアンリ二世の治世以降である。しかし永久債の機能を持った市債は、その後のフランス王国の長期資金調達、特に戦費調達的手段として重要な役割を持つようになる。⁽⁹⁷⁾

四、官職売買

官職売買は先王たちの時代にも行われていたが、秘密裡になされたものであり、公然としたものではなかった。だが、カール五世との戦いが始まる一五二一年にボルドー高等法院の国王公証人職 (*notaires royaux*) が四名増員されたのを嚆矢として、パリ会計院の書記職に評定官職と監査官職 (*auditeurs*) の資格を付与し⁽⁹⁸⁾、さらに上級評定官職 (*counseillers maîtres ordinaires*) 一二名を創設し⁽⁹⁹⁾、グルノーブル高等法院に四名の評定官職を増設するなど、一五二一年から二二年にかけて多くの官職が創設され売官の対象とされた。

一五二一年一〇月ピカルディの戦陣にいたフランソワ

一世はデュプラに宛てて「パリ高等法院に二〇の官職を増設することにより、一二万リーヴルを直ぐ得たい。それは他の場合の六〇万リーヴルに匹敵するものである」⁽¹⁰⁰⁾との書簡を送った。デュプラは王の指示に基づき、パリ高等法院あてに増設王令を登録するよう命書を作成した。増設の趣旨は、高等法院が管轄する事項数に比べ、取り扱う職員が少ないので事案の処理が滞り、犯罪人の処罰が遅れている。これを解決するために増員をするべきであるとしている。ボルドーやグルノーブルでは問題にならなかつたが、このパリ高等法院の増員案は強い抵抗にあつた。

国王が署名した評定官職増員令が登録のためパリ高等法院に提示されたのが一五二二年一月三日であつたが、なかなか審査は進まなかつた。この間、パリ高等法院が一二万リーヴルの融資を行えば官職増設は取り下げると王は提示したが、王国財政は自分たちが関与することではないとパリ高等法院は融資を拒否し、官職増設にも反対した。⁽¹⁰¹⁾同法院は王側近の有力者に増設反対への支援を求めたが成功せず、また王の意思も萎えることなく、結局登録されるまでに七週間を要して、三月末によく王令は登録された。だが王令登録後、政府は六千リー

ヴルで官職を購入しようとする二〇人を見つけることに苦勞した。王は、「(見つからなければ) 高等法院司法官の個人財産から同額を徴収し、将来も同様な方法の前例とする」と脅したが、高等法院側は、新官職の条件に合致する人物がいれば受け入れるとしながらも、積極的に動くことはなかった。翌一五二三年一月にようやく二〇名が任命され、新任命者は一名を除き、買官費を支払った。

官職売買代金は戦時財務官に直接支払われるなど、従来は規定がないに等しかったが、一五二三年の財務行政改革により、貯蓄国庫財務官兼臨時歳入徴収役、一五二四年からは特別臨時歳入財務官が取り扱うことになった。この官職売買による歳入はどの位あったのだろうか。

官職創設、売却はこの時代に表にでたが、取引価格は必ずしも公ではなく総額を把握するのは難しい。公にされた事案、史料に現れた事案を例示すれば以下のとおりである。従来請負であったバイアジュ、セネシヨツセ、プレヴォの書記職を一五二一年七月に官職にした事例では総額で六万リーヴル、⁽¹⁰⁾前述のバリ高等法院評定官職は一件六千リーヴル、一五二二年二月シャトレ裁判所調査官職は一件一二〇〇リーヴル、⁽¹⁰⁾同公証人職は一件四〇〇〜五〇〇リーヴルとされている。年間での総額は不明で

あるが、一五二四年から二八年までの特別臨時歳入財務官が取り扱った歳入額は五六万八千リーヴルに過ぎず、⁽¹⁰⁾決して多い金額ではなかった。しかし官職創設と売却による資金入手は、この後アンシャンレジーム期の常套手段となる。

前述のように、デュブラ自身が王室訴願審査官に任命された際、買官者と見做されて、バリ高等法院の承認がなかなか得られなかった経緯があるが、官職売買と新官職創設を国王歳入の柱とする制度を確立したのが彼であるとされている。⁽¹⁰⁾ピユイツソンは「国家のためには、例えばサンブランセ事件のような冤罪事件を起こし、あるいは王を富ませるためには官職売却のような最も嘆かわしい制度を設計し拡大するという許されざる不正を自ら行った」と厳しく非難している。⁽¹⁰⁾

第三節 二王子の身代金の調達

これらの手法と財源が総動員されたのが、フランソワ一世の身代わりとして人質になった二人の王子解放のための身代金二〇〇万エキュの支払いであった。これは一五二〇年代末におけるフランスの財政にとり大きな問題であったが、どのようにこの資金を集め支払ったのかを

見てみよう。

一五二九年八月に締結されたカンブレー和約により王子二人の身代金は二〇〇万金エキュ（四〇〇万リーヴル）とされ、そのうち一二〇万金エキュは王子たちの釈放と交換に金貨で支払うとされた。残額八〇万金エキュのうち五〇万金エキュはカール五世のイングラント国王ヘンリ八世への債務をフランソワ一世が肩代わりし、残りの三〇万金エキュはヴァンドーム公夫人マリ・ドゥ・リュククサンブルが所有する領地をカール五世に譲渡することと相殺することとなった。⁽¹¹⁾

それでは金貨で支払うと約した一二〇万金エキュをどのように調達したのか。一五二七年一二月の名士会議では二〇〇万エキュの拠出に参加者全員が賛成したが、実際の拠出は別問題であった。

まずタイユ増税である。前述のように一五二七年度から基準額二四〇万リーヴルに対してタイユの増税が始まっており、一五二七年および一五二八年は各二六六万リーヴル、一五二九年には三二六万リーヴル、一五三〇年にも六六万リーヴルの増税が行われた。増額分のすべてが身代金のためではなく、軍事費、経常費にも相当回

されたものと推測される。

次に聖職者からも一五二九年二月二日王命により聖職禄収入に対する十分の一税を今回は四倍（四デシム）を徴収することとした。四デシムならば、総額で約一九〇万リーヴルに上るが、このとおり全額が徴収されたか否かは不明である。⁽¹²⁾ これも身代金だけでなく、他の支出にも使用されたのではないだろうか。

貴族に対しては、どのように賦課、徴収したのだろうか。貴族は軍備の提供と戦争への参加が義務付けられているため、通常であれば税免除の特権を有していたが、今回の身代金については資金を提供することとなった。

一五二七年一二月の名士会議においてヴァンドーム公が第二身分を代表して「ここに出席する貴族は資産の半分だけではなく、全てを、そして肉体と生命をも提供する⁽¹³⁾ことを申し出る。出席していない他の貴族がたも同様になされることを望む」と発言した。これをきっかけとして貴族からの徴収が議論されるようになった。貴族からの徴収は、戦費に向けられるのか、身代金に向けられるのか、あるいは両方に向けられるのか。戦費に向けられるとすれば、貴族は伝統的な特権によって支払わなくて良いということになる。デュプラも「国王陛下は、和平

がまだ実現しないので、貴族に対しては身代金部分だけを要求しなければならぬ」との書簡を出している。⁽¹¹⁾ また、ギーズ伯シャルル・ドゥ・ロアンに「アンジュとメーヌ地方の貴族を召集して、身代金を拠出することを約束させるように」との王の委任状が発行された。⁽¹²⁾

一五二九年八月五日カンブレール和約が締結され、身代金額が確定すると、貴族からの徴収が始まった。フランソワ一世は、自分は貴族に対して常に気前良さと寛容を示しており、貴族は他の誰よりも王の善意を享受してきたのだから、彼らも善意と寛容を示すことを望むはずだと考えていた。⁽¹³⁾ 一五二九年九月二八日フランソワ一世はパリとイル・ド・フランスの貴族をパリに召集して会議を開催し、封土と陪臣封の年収の十分の一を支払うよう示唆し、出席した貴族は同意した。⁽¹⁴⁾ 王はさらにフランス全土において貴族を召集し、パリでの国王の演説を国王代理人はそれぞれの地で読み上げ、パリとイル・ド・フランスの貴族と同じく年収の十分の一の資金を拠出するよう要請した。これに対し地方ごとに貴族集會が開催され、多くの地方が年収の十分の一の拠出に同意したが、ブルターニュ、ブローニュ、ペリール、リムザン、ペリゴール、ケルシーなどの貴族は拒絶した。⁽¹⁵⁾ 今回は身代金

のための拠出であるが、これが恒常的な課税になるのではないかとの懸念からであった。しかし王は譲歩することなく、すべての貴族、封臣に対し年収の十分の一を徴税した。それでも強く反対する地方には重臣を赴かせ、説得にあたらせ、例えば王の義兄であるナヴァール王アンリ二世をペリール、リムザン、ペリゴールに派遣し、貴族集會を開催させて徴収に成功している。だが結局すべてを徴収するのには一五三五年までかかっており、その上、その徴収額は三〇万から三五万リーヴルと推定され、全体から見れば少額であった。

都市からの身代金資金徴収も、政府からの要請と都市からの減額交渉の連続であった。例えば政府役人はパリ市に一〇万金エキユ（二〇万リーヴル）を要求したが、⁽¹⁶⁾ パリ市は王に使者を派遣して配慮を要請し、その結果王は、政府が減額に応じたことは他の都市には漏らさないとの条件を課して、一五万リーヴルに減額することに同意し、一五二八年一月一三日に王令を發布し、身代金分担金の徴収と支払を急ぐようパリ商人頭と市参事会に命じた。⁽¹⁷⁾ しかし、すぐには支払われなかったため、翌年一月二八日に分担金徴収を急ぐようにとの王令を改めて発行した。⁽¹⁸⁾ パリ市は家賃を基準に市民からの徴収額を査

定して一万四千里ヴルを徴収し、不足分は資産家から追加で徴収したとされるが、政府は分担金支払いのためにパリ市に入るワインに税を徴収することを一五二九年九月一四日付で認め⁽¹⁰⁾た。

その他の都市も、パリ市で減額されたことを知り、政府と減額交渉を行い、リヨン市は三万五千里ヴルの要請に対し二万五千里ヴルに⁽¹¹⁾、ルアン市は七万五千里ヴルの分担金に対し五万里ヴルに減額されオルレアン市は三万里ヴルの分担金が二万里ヴルに減額された。

それでは、政府は調達した資金をどのようにしてカール五世が要求したエキユ金貨に両替したのであろうか。

一五二九年二月一〇日、政府は金に関する王令を数件公布している。まず金銀食器製造を禁じ⁽¹²⁾、同時に金塊輸出を禁止して、商人が所有する金塊を親任官に預託させ⁽¹³⁾た。さらに通貨鑄造に関しては、流通していない金貨を供出させるためにルアン、トゥールーズ、リヨン、トゥール、ボルドー、ブルージュに親任官を派遣し⁽¹⁴⁾、また金貨鑄造に不正があつたドーフィネとプロヴァンスの鑄造所での通貨鑄造を禁じる命令を出している。加えて重臣たちが、身代金のために国民が王に貸与した金銀食器の返済を保証していたが、同月一四日には王自身が重臣

たちの債務を保証している⁽¹⁵⁾。

一五三〇年二月二日二王子釈放と身代金支払いの執行責任者として大侍従アンヌ・ドウ・モンモランシと枢機卿フランソワ・ドウ・トゥルノンが任ぜられ、三月後半にバイヨンヌに到着して身代金の集約にあつたが、支払う金貨の重量と純度が基準に達していないと皇帝側代理人からクレームがあつたため、金貨を鑄造し直し、あるいは他国の金貨をエキユ金貨に鑄造して、七月一日によく王子たちが釈放されたのであつた。

結び

本稿は、大法官デュプラの財政政策を通して、一六世紀前半におけるフランス王国財政の変化を考察した。

デュプラの基本政策は、王権とフランス王国の強化を図ることであり、それは一五一七年三月の「良き都市」代表者会議での演説に示されている。すなわち国内秩序を回復維持しなければならぬが、そのためには法を整備して良き法の執行者を持たねばならず、不正者を厳しく罰し、時代に合わない法を改正し、秩序を混乱させる最大の要因たる財政を改善する必要があつた。これは財務行政改革により実行され、財務官僚の不正を摘発し、

財政資金の一括管理を推進して財政の合理的運用を図ろうとした。そして、弱体化した通貨の価値を高め、フランスからの資金流出を阻止し、自国産品の優先使用と他国産品の排除を目指した。またパリ高等法院を説得する際には、その根拠として、ポロニーヤ政協約締結は、フランスからローマへの資金流出を防ぐうえで重要であると強調している。

彼の考えは貿易取引差額あるいは貿易外取引差額がフランスになることによる貴金属の流入をもたらし、王国財政を豊かにすることであった。都市代表を集めた会議において彼は外国原料の使用を禁止し、自国原料の使用を奨励し、また奢侈品の輸入を禁止するとの意思を示している。この考え方は、ルイ十三世治下の宰相リシュリユーが行った国内産業振興策あるいはルイ十四世の財務総官コルベールが行った特権マニュファクチュール、王立マニュファクチュール設立あるいは貿易独占特権会社の設立というような具体的施策をとってはいないが、プリミティブではあるが重商主義的思想を示しているのであるといえるのではないか。

また彼が推進した財源確保手法は、その後も資金調達策としてアンシャン・レジム期に引き継がれていった。

フランス大法官アントワーヌ・デュブラの財政運営

第一は、教会と聖職者に対する課税である。聖職禄収入に対する十分の一税は、ローマ教皇とのポロニーヤ政協約の締結とフランス王国内での合意取得によって初めて成立しうるものであり、その実現に努力した彼の功績は高く評価される。永代所有権取得税徴収のための調査は彼の時代に全国的に実施され、一七世紀における同税未払い徴収の調査では一五二〇年を良き先例としているほどである。第二は、市債の発行という手法を編み出して多くの小口出資者から資金を集め、償還については期日を定めない永久債と呼ばれる金融手段を考案して、軍費調達に大きなメリットをもたらした。第三には、官職売却制度を財源手法として確立したことである。

彼の財源拡大は、その手法において、必ずしも彼の発案でなく従来からのものを巧みに使用し、新しく制度化したものではあったが、その実行にあたっては王の権威を後ろ盾にしながら強力に押し進めた。デュブラが考え実行した施策は、フランソワ一世の意向に沿うためのものではあったが、王権を強化し、その後のフランス絶対君主制における財政制度の基盤を構築したと言えるのではないだろうか。

註

- (1) 拙稿『十六世紀前半におけるフランス王国財政の転機——財務官僚ジャック・ブウ・ボースの事例を通じて——』『史学』第八七巻第四号、二〇一八年、四七三—五一六頁を参照。
- (2) ナポレオンの官職は正式には「フランス大法官 (chancelier de France)」であるが、本稿では単に「大法官」や「書記長」。
- (3) Anne Rousselet-Pimont, *Le chancelier et la loi au XVI^e siècle, d'après l'œuvre d'Antoine Duprat, de Guillaume Poyet et de Michel de l'Hopital*, Paris, 2005, p. 12, note 70.
- (4) *Journal tenu par un bourgeois de Paris au temps de François I^{er}* (以下 Journal), t. 2, Clermont-Ferrand, 2001, p. 159.
- (5) Philippe Hamon, *L'argent du roi* (以下 Argent), Paris, 1994, p. 533.
- (6) Albert Buisson, *Le chancelier Antoine Duprat*, Paris, 1935, p. 205.
- (7) Édouard Faye de Brys, *Vie de Messire Antoine Duprat, Trois magistrats français du seizième siècle*, Paris, 1844, pp. 13-82.
- (8) Albert Buisson, *Le Chancelier Antoine Duprat*, Paris, 1935.
- (9) Christophe Vellet, *Entre légistes et ministres: Antoine Duprat (1463-1535), conseiller technician de*

François I^{er}, sous la direction de Cédric Michon, *Les conseillers de François I^{er}*, Paris, 2011, pp. 211-227.

- (10) Anne Rousselet-Pimont, *Le chancelier et la loi au XVI^e siècle, d'après l'œuvre d'Antoine Duprat, de Guillaume Poyet et de Michel de l'Hopital*, Paris, 2005.
- (11) 他の各稿は在職中に失職したキヨート・ネーデル（在任一五三八—四五）と宗教戦争中に活躍したマントゥア・マ・ロジャナ（在任一五六〇—七三）を参照。
- (12) Paul Cauwès, *Le commencement du crédit public en France, Les rentes sur l'Hôtel de ville au XV^e siècle, Revue d'Économie Politique*, Paris, 1895.
- (13) Bernard Schnapper, *Les rentes au XVI^e siècle*, Paris, 1957.
- (14) Roger Doucet, *Étude sur le gouvernement de François I^{er} avec Parlement de Paris* (以下 Étude), 2 vol., Paris, 1921 et 1926.
- (15) Christopher Stocker, *Public and Private Enterprise in the Administration of a Renaissance Monarchy: The First Sale of Office in the Parlement of Paris (1512-1521)*, *The Sixteenth Century Journal*, vol. 9, no. 2, France in the Sixteenth Century (Jul. 1978), (<https://www.jstor.org/stable/2539660>)
- (16) R. Doucet, *Les institutions de la France au XVI^e siècle* (以下 Institutions), 2 vol., Paris, 1948.
- (17) Martin Wolfe, *The Fiscal System of Renaissance France*, New Haven and London, 1972.

- (18) P. Hamon, *Argent*, Paris, 1994.
- (19) *Collection des ordonnances des rois de France: Catalogues des actes de François I^{er}*, (C.A.F.) t. 1-4, Paris, 1887-1905.
- (20) 義父キヨーム・シヤリエはランズドールの総収税官を務めた。 Cf. Gibert Jaqueton, *Documents relatifs à l'administration financière en France de Charles VII à François I^{er}*, Paris, 1891, p. 293.
- (21) E. Faye de Brys, *op. cit.*, (reproduit, 1970), p. 13.
- (22) A. Buisson, *op. cit.*, p. 51; René de Maulde-La Clavière, *Procédure politique du règne de Louis XII*, Paris, 1885, p. 709.
- (23) A. Buisson, *Ibid.*, pp. 49-51.
- (24) *Ibid.*, p. 51.
- (25) たゞ、國王ルイ一世治下のモンフェランのバイイであったジャン・トワイアは、オーヴェルニュの領主であったブルボン公の役人に対し國王の権限を守り、巡回廷の開催地としてモンフェランを堅持した功により、一四八一年貴族に叙せられ國王侍従に任命されている。 c.f. A. Buisson, *Ibid.*, p. 52.
- (26) A. Rousset-Pimont, *op. cit.*, pp. 361-362.
- (27) 元帥として軍事と内務を管掌するピエール・ロアン(ジェ元帥)は外交を管掌するシヨルジュ・ダンボワーズ枢機卿とともにルイ一世、シャルル八世、ルイ二世の治世を支えたが、ルイ二世とアンヌ・トゥ・ブルターニュ王妃の娘クロードの結婚につき意見が分かれ対
- 決するようになった。一五〇四年大逆罪でピエール・ロアンが訴追され失脚、ダンボワーズ枢機卿が政治の実権を握った。
- (28) A. Buisson, *op. cit.*, p. 54.
- (29) 高等法院官職者は、高等法院が三人の候補者を選び、國王が決定する方式がとられていたが、ルイ二世治世以降國王が指名し、高等法院の試験後決定する方式がとられた。 Cf. Roger Doucet, *Institutions*, t. 1, pp. 176-177.
- (30) 当世の公文書日付は復活祭の日に新年度となる。
- (31) R. de Maulde-La Clavière, *op. cit.*, pp. 710-711.
- (32) A. Buisson, *op. cit.*, p. 66; ブルターニエはまだ高等法院がなく巡回裁判が行われ、パリ高等法院評定官が裁判を主宰していたが、デュプラは法院長との称号をアンヌ公女から受けていた。
- (33) *Ibid.*, p. 89.
- (34) C.A.F., t. 1, no. 12.
- (35) ビロインソンはこれを示す史料はないとしている。 Cf. A. Buisson, *op. cit.*, p. 69.
- (36) E. Faye de Brys, *op. cit.*, p. 15.
- (37) Hélène Michaud, *La grande chancellerie et les écritures royales au seizième siècle (1515-1589)*, p. 35.
- (38) 他にも、一五二八年にアルピ司教に、一五三四年にはモー司教を兼ねていた。
- (39) A. Rousset-Pimont, *op. cit.*, pp. 9-10.
- (40) H. Michaud, *op. cit.*, p. 23.
- (41) 実際には法的に訴追され罷免される場合があった。デ

- ユブラの二代あとの大法官ギヨーム・ポイエは一五三八年に就任したが一五四五年に罷免されてゐる。
- (42) R. Doucet, *Institutions*, t. 1, pp. 104-109.
- (43) ネローニヤ政教条約の詳細については、稿を改めて論じた。
- (44) R. Doucet, *Étude* t. 1, p. 108.
- (45) Isenbert, Jordan, Dercrusy, *Recueil général des anciennes lois françaises*, vol. IX-XV, Paris, 1822-1823, p. 97.
- (46) C.A.F., t. 1, no. 2209.
- (47) A. Buisson, *op. cit.*, p. 182.
- (48) R. Doucet, *Étude* t. 1, Paris 1926, p. 208.
- (49) A. Buisson, *op. cit.*, p. 194.
- (50) Pierre de Vaisière, *Journal de Jean Barrillon, secrétaire de chancelier Duprat, 1515-1521*, (Édition Journal de Barrillon), t. 1 Paris, 1897 (reproduction), p. 275: 召集された都市・地方は、パリ、ルアン、ホルドー、トゥールズ、グルノーブル、プロヴァンス、ディジョン、リヨン、モンペリエ、トゥール、ラロシエル、リモージュ、オルレアン、ブルージュ、トロワ、バイヨンヌ、ミアン、ブローニュ・シュール・メール、ブルターニエ。
- (51) *Ibid.*, t. 1, pp. 274-304.
- (52) 通貨公定価格は一四八八年の王令により一銀マルク＝一リーヴル・トゥルノワ、一金マルク＝一三〇リーヴル・トゥルノワと定められ、さらに一五二一年一月、一五二二年二月にはこれを確認する王令が出された。
- が、市場価格は一五一四年四月には一銀マルク＝一三リーヴルから一三リーヴル一〇スーであった。Cf. Frank C. Spooner, *The International Economy and Monetary Movements*, Cambridge (Massachusetts) 1972, pp. 118-120.
- (53) これら九項目について政府は都市代表の意見を求めたが、結論は出なかった。都市代表がそれぞれ自分たちの苦情、不満、要求を陳情したため、大法官の提案については意見があまり出されなかったからである。その結果、上記提案については各都市に持ち帰り、改めて意見を提出することとなった。しばらくして各都市は王と顧問会議に意見書を奉呈したが、「それらが開封されることはなく、大きな革袋に入れられ、その後本件については語られることはなかった」と秘書バリヨンは書いている。Cf. *Journal de Barrillon*, t. 1, p. 304.
- (54) ローラン・ムーニエは「重商主義は終始一貫して外国人との争いにおける武器であり、戦争と外交の道具であった。それはすでにルイ一世時代の国王の意向であったが、フランソワ一世の治世に大法官のもとで原則となった」と述べている。トレヴァ・ローヴァ他著、今井宏編訳『十七世紀危機論争』、創文社、一九七五年、一五一頁参照。
- (55) 前掲拙稿を参照。
- (56) *Journal de Barrillon*, t. 1, p. 8.
- (57) (Sous la direction de) Cédric Michon, *Les Conseillers de François I^{er}*, annexe I, pp. 601-605.

- (85) G. Jaqueton, Le trésor de l'épargne sous François 1^{er} (1523-1547) (『ル・Trésor』, *Revue Historique*, t. 55, Paris, 1894, p. 26.
- (86) A. Rousselet-Pimont, *op. cit.*, p. 115.
- (60) *Ibid.*, p. 116.
- (61) P. Hamon, *Argent*, p. 378.
- (62) C.A.F., t. 1, no. 2043.
- (63) G. Jaqueton, *Trésor*, t. 1, p. 35.
- (64) C.A.F., t. 1, no. 2660.
- (89) Jean-Jules Clamageran, *Histoire de l'impôt en France depuis l'époque romaine jusqu'à 1774*, t. 2, Paris, 1868, pp. 111-112.
- (66) *Ibid.*, pp. 106-107.
- (67) *Ordonnances des rois de France, Règne de François 1^{er}* (『ル・O.R.F.』 t. 3, Académie des Sciences morales et publique, Paris, 1902-1940, t. 3, no. 306.
- (68) Alfred Spont, *Semblançay (?-1527)*, *Bourgeoise française au début du XV^e siècle*, Paris, 1895 (reproduced 1982), p. 285.
- (69) Michel François, *Correspondance du cardinal François de Tournon*, 1946, Paris, p. 162, notel.
- (70) A. Buisson, *op. cit.*, p. 272.
- (71) *Ibid.*, pp. 273-274.
- (72) *Ibid.*, pp. 275-276.
- (73) *Ibid.*, p. 269.
- (74) C.A.F., t. 7 no. 25705.

フランス大法官アントワーヌ・デュブラの財政運営

- (75) アラゴン十字軍は一二八四年教皇マルティヌス四世がアラゴン王を廃位し、フランス王フィリップス三世が三男シャルル・ドゥ・ヴァロワを即位させるため組成された出征した軍団。遠征中の一二八五年にフィリップ三世は死去、フィリップ四世が後継した。エメリッシュ・ジュ・マルティモール著、羽倉剛、羽賀賢二共訳、「ガリカニスマ」白水社、一九八七年を参照⁹⁾。
- (76) A. Buisson, *op. cit.*, p. 262.
- (77) R. Doucet, *Étude*, t. 1, p. 79; A. Buisson, *op. cit.*, p. 117.
- (87) A. Buisson, *op. cit.*, pp. 261-262.
- (76) C.A.F., t. 5, no. 16270, 16271 et 16272.
- (88) R. Doucet, *Institutions*, t. 2, p. 835, note. 4.
- (18) R. Doucet, *L'état des finances de 1523*, Paris, 1923, p. 106.
- (82) C.A.F., t. 1, no. 3496; Doucet 一五二七年の聖職者會議で決定したメソッド (cf. Doucet *Institutions*, t. 2, p. 835) が、王令は一五二九年四月に発布された。
- (83) P. Hamon, *Argent*, p. 96.
- (84) (sous la direction de R. Naz) *Dictionnaire de droit canonique contenant tous les termes du droit canonique avec un sommaire de l'histoire et des institutions et de l'état actuel de la discipline*, Paris, 1935, t. 1, pp. 468-469; 野田良之、『フランス法概論 上巻』、有斐閣、一九七八年、二〇四—二〇五頁。
- (88) A. Spont, *op. cit.*, p. 167, note 3.
- (89) C.A.F., t. 1, no. 1237.

- (87) C.A.F., t. 1, no. 1258.
 (88) C.A.F. の記載された事案の集計。
 (89) P. Hamon, *Argent*, p. 88.
 (90) B. Schnapper, *op. cit.*, p. 152.
 (91) *Journal*, t. 1, p. 118.
 (92) C.A.F., t. 1, no. 1651.
 (93) 初の初回の債券は、ロンソンプ一世死後の一五四七年九月にコロンブスに譲渡された。Cf. P. Cauwès, *op. cit.*, p. 106.
 (94) Martin Woulfe, *op. cit.*, p. 91.
 (95) R. Doucet, *Étude*, t. 1, pp. 158-159; A. Rousselet-Pimont, *op. cit.*, p. 140.
 (96) 一五三六至一〇万リーサル、一五三七年一〇万リーサル、一五四三年一二万五千里ーサル。cf. B. Schnapper, *op. cit.*, p. 173.
 (97) Katia Béguin, *Financer la guerre au XVII^e siècle, La dette publique et les rentiers de l'absolutisme*, Seyssel Champ-Vallon, 2012, pp. 23-24.
 (98) C.A.F., t. 1, no. 1295.
 (99) C.A.F., t. 1, no. 1330.
 (100) C.A.F., t. 1, no. 1391.
 (101) *Journal de Barrillon*, t. 2, p. 308; Christopher Stocker, *op. cit.*, p. 13.
 (102) C.A.F., t. 1, no. 1467.
 (103) C. Stocker, *op. cit.*, pp. 14-15.
 (104) *Ibid.*, pp. 28-29.
 (105) C.A.F., t. 1, no. 1377; R. Doucet, *Étude*, t. 1, p. 166.
- (106) *Journal*, pp. 88-89.
 (107) P. Hamon, *Argent*, p. 109.
 (108) A. Buisson, *op. cit.*, p. 213.
 (109) *Ibid.*, p. 215.
 (110) *Ibid.*, p. 178.
 (111) C.A.F., t. 1, no. 3651; *Journal*, t. 2, p. 131.
 (112) C.A.F., t. 1, no. 3496.
 (113) Robert J. Knecht, *Renaissance Warrior and Patron, Cambridge*, 1994, p. 295.
 (114) P. Hamon, *Noblesse et la rangon de François I^{er}, impôt public et le prélèvement seigneurial finXII^e-début XVI^e siècle* (Noblesse), Paris, 2002, p. 76.
 (115) *Ibid.*, p. 77.
 (116) C.A.F., t. 1, no. 2816.
 (117) P. Hamon, *Noblesse*, pp. 77-78.
 (118) *Ibid.*, p. 82.
 (119) *Ibid.*, p. 83.
 (120) *Ibid.*, p. 87.
 (121) *Ibid.*, p. 93.
 (122) C.A.F., t. 1, no. 2881.
 (123) C.A.F., t. 1, no. 3213 et 3214.
 (124) C.A.F., t. 1, no. 3306.
 (125) R. J. Knecht, *op. cit.*, p. 276; *Journal*, t. 2, p. 133.
 (126) C.A.F., t. 1, no. 3475.
 (127) C.A.F., t. 1, no. 3459 et 3488.
 (128) C.A.F., t. 6, no. 19828. 4 将兵担金證定にあたり、

アン市では、市あるいは市郊外に入るワインだけでなく、塩に対し課税することも認められた。

- (129) C.A.F., t. 6, no. 19828.
- (130) C.A.F., t. 1, no. 3551.
- (131) C.A.F., t. 1, no. 3552.
- (132) C.A.F., t. 1, no. 3554.
- (133) C.A.F., t. 1, no. 3555; R. J. Knecht, *op. cit.*, p. 286.
- (134) C.A.F., t. 1, no. 3561.